

# 自治体等への請願・陳情・要望等実施報告

報告団体名 岩手県社会保障推進協議会

種 別	請願 陳情 要望 (○で囲む)
提出日	2026年 3月 12日
提出先	岩手県議会 議長
提出者	1. 岩手県盛岡市盛岡駅前通 15-19 フコク生命ビル 8階 岩手県保険医協会 会 長 小山田 榮二 2. 岩手県盛岡市津志田 26-30-1 岩手県民主医療機関連合会 会 長 浮田 昭彦 3. 岩手県盛岡市本町通二丁目 1 - 36 浅沼ビル 6階 岩手県社会保障推進協議会 会 長 佐藤 嘉夫
紹介議員	1. 日本共産党 齊藤信 2. 社民党 木村幸弘
標 題	OTC類似薬に係る特別料金導入の撤回を求める請願
趣 旨	<p>政府は2025年12月、OTC類似薬77成分1100品目の薬について、1割から3割の窓口負担とは別に、薬剤費の25%を保険給付から外し、「特別料金」として追加負担を求めることを決めました。対象となる薬剤は、痛みや発熱など炎症をやわらげる消炎鎮痛剤や、じんま疹、花粉症、喘息など症状を緩和する抗アレルギー薬、皮膚疾患の保湿剤など、日常的に幅広い疾患で使われている薬です。これにより医療保険が3割負担の人は実質5割、2割の人は4割、1割の人は3割と大幅な自己負担増になります。</p> <p>政府は「(受診せず)市販薬を利用している患者との公平性」を理由にあげていますが、医師が必要と判断して処方する薬を、市販薬があるという理由で部分的に保険から外し負担を課す道理はありません。むしろ、症状を抱えながら医療機関に受診できない国民の受療権を確保すべきです。また「現役世代の保険料負担の軽減」を打ち出していますが、国民一人当たりの「軽減額」は年間約750円、月63円に過ぎず、一方で花粉症やアトピー性皮膚炎などのアレルギー性疾患に苦しむ患者など、すべての世代に負担増を押し付けるものです。物価高騰と実質賃金が低下する中、子育てをしている現役世代からも「少しの負担増でも生活が破綻する」「子どもの進路に影響が出る」などの切実な声が上がっています。</p> <p>2025年12月の財務・厚労大臣折衝の合意では、「対象薬剤を(市販薬のある)医療用医薬品の相当部分に広げることをめざす」「特別料金の対象となる薬剤費の割合の引き上げについても検討する」とされ、将来的な対象医薬品の拡大と特別料金の引き上げはおり込み済みとなっています。</p>

	<p>健康保険法（2002年改定法）の付則では「将来にわたって7割の給付を維持する」と明記し、当時の厚生労働大臣も「自己負担は3割が一つの限界」と答えています。健康保険法の趣旨にも反する「特別料金」は、患者の受療権や健康権の侵害につながり、受診控えや受診遅れなど、いのちに直結する問題です。</p> <p>以上の趣旨から、下記事項につき、地方自治法第99条にもとづき、国に対する意見書を提出いただくようお願いいたします。</p>
<p>請願・陳情・ 要望の項目</p>	<p>1. OTC類似薬の係る特別料金の導入を撤回すること。</p>
<p>結 果</p>	<p>(結 果) 環境福祉常任委員会 不採択 本会議 不採択</p>